

◎新潟県告示第444号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年3月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称
二級河川加治川水系姫田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年3月25日
- 3 廃川敷地等の位置
新発田市西姫田字川前212番3地先（姫田川左岸）
新発田市東姫田字川前392番地先（姫田川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地1,581.04平方メートル